

令和5年度 徳島県精神保健福祉審議会 議事概要

- 1 日 時 令和6年3月1日（金）午後4時から午後5時まで
- 2 場 所 Web会議
- 3 出席者 【委員10名】（敬称略）
岡久玲子、葛西真記子、久米川晃子、櫻木章司、鈴木和人、
谷崎和子、沼田周助、橋本直子、本間尚、横山敦子
【事務局】
健康づくり課
- 4 会議次第
 - I 開会
 - II 議事
 - （1）第8次徳島県保健医療計画「精神疾患」について
 - （2）徳島県アルコール健康障がい対策推進計画について
 - （3）徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画について
 - （4）その他
精神保健福祉法の改正について
 - III 閉会

- (1) 第8次徳島県保健医療計画「精神疾患」について
- (2) 徳島県アルコール健康障がい対策推進計画について
- (3) 徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画について
- (4) その他
精神保健福祉法の改正について

【事務局】 議事(1)第8次徳島県保健医療計画「精神疾患」について(2)徳島県アルコール健康障がい対策推進計画について(3)徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画について、資料「徳島県精神保健福祉審議会説明資料」により説明

【委員】 保健医療計画について、具体的に数値目標が示されているのは良いと思う。
救急急性期に対応する病棟もいくつかできており、急性期の需要も増えると思われる。また、回復期についても、次回6月からの診療報酬の改定において地域包括ケア病棟が新設もされ、回復期の治療をやっていこう、という方向になっている。
時宜を得た目標ができて良かった。

4つの柱の目標のなかで、診療機能において、かかりつけ精神科医機能についての記載に関して、通常のかかりつけ医と混同される可能性がある。よって、かかりつけ精神科医機能については、注釈をつけるともっと分かりやすいのではないか。
これは、精神科病院が持っている他職種チームでケースマネジメントをしていこうという考え方であるため、その旨注釈をつけることを提案する。

【事務局】 注釈の追加について検討する。

その他(4)精神保健福祉法の改正について、資料「徳島県精神保健福祉審議会説明資料」により説明

【委員】 法改正について補足する。
入院者訪問支援事業が法定化されたが、あくまでも任意事業である。徳島県においては実施の前提で準備していると聞いている。
虐待については、これまでは障害者虐待防止法の枠組みのなかで取り組んでいたところであるが、障害者虐待防止法上は医療機関、学校、保育所等は通報義務から外れていた。今回、精神保健福祉法改正のなかで虐待防止について追加された。従来の障害者虐待防止法では市町村への通報であったが、精神保健福祉法においては、都道府県への通報となる。また、業務従事者への周知、ポスターの掲載が必要。病棟内の公衆電話には通報先を掲載することとなっている。
4月に向けて各医療機関において準備しているところである。

【委員】 入院者訪問支援事業について、入院中の方へのお知らせの手段は今後検討していくところか。

【事務局】 今後、推進会議を開催し、詳細を決定していく予定。
各病院の皆様にもご意見をいただきつつ、丁寧に進めていきたい。

閉会